

最低賃金の改正決定に係る関係労働者及び関係使用者の意見聴取に関する公示

埼玉労働局一般公示第 36 号

埼玉地方最低賃金審議会は、埼玉県非鉄金属製造業最低賃金、埼玉県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金、埼玉県輸送用機械器具製造業最低賃金、埼玉県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金、埼玉県自動車小売業最低賃金の改正決定について調査審議を行うため、最低賃金法(昭和 34 年法律第 137 号)第 25 条第 5 項の規定に基づき、関係労働者及び関係使用者の意見を聴くので、埼玉県の区域内で別紙 1 の「最低賃金の件名」欄の特定最低賃金に対応する「適用業種」欄の事業を営む使用者又はこれに使用される労働者(これらの者の団体を含む。)であって意見を述べようとするものは、その意見を記載した文書を令和 7 年 8 月 25 日までに、埼玉地方最低賃金審議会(さいたま市中央区新都心 11-2 明治安田生命さいたま新都心ビル埼玉労働局労働基準部賃金室内)あて提出されたい。

令和 7 年 8 月 8 日

埼玉労働局長 片淵 仁文

最低賃金の件名	適用対象業種
埼玉県非鉄金属製造業最低賃金	非鉄金属製造業（非鉄金属第1次製錬・精製業、非鉄金属素形材製造業、その他の非鉄金属製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が非鉄金属製造業に分類されるものに限る。）
埼玉県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金	光学機械器具・レンズ製造業、時計・同部分品製造業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が光学機械器具・レンズ製造業又は時計・同部分品製造業に分類されるものに限る。）
埼玉県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金	電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業（医療用計測器製造業（心電計製造業を除く。）及び当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）、情報通信機械器具製造業又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。）
埼玉県輸送用機械器具製造業最低賃金	輸送用機械器具製造業（産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業、その他の輸送用機械器具製造業（自転車・同部分品製造業を除く。）及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が輸送用機械器具製造業に分類されるものに限る。）
埼玉県自動車小売業最低賃金	自動車小売業（二輪自動車小売業（原動機付自転車を含む）を除く。以下同じ。）、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車小売業に分類されるものに限る。）

（注）産業分類は、日本標準産業分類（令和5年7月改定）に基づいたものである。